

葛城市選挙区選挙長告示第五号

平成三十一年四月七日執行の奈良県議会議員選挙の葛城市選挙区については、候補者が一人であつて、当該選挙区の選挙すべき定数を超えないので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百条第四項の規定により、投票は行わない。

平成三十一年三月二十九日

奈良県議会議員選挙

葛城市選挙区選挙長 石田 操